

令和3年度  
女子中高生の理系進路選択支援プログラム  
企画提案募集のご案内  
【募集要項】

本募集は令和3年度政府予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては実施スケジュール・実施内容等、変更・調整が必要となる場合があることを予めご了承ください。

令和3年1月



理数学習推進部 能力伸長グループ

本募集要項は以下からダウンロードできます  
<https://www.jst.go.jp/cpse/jyoshi/oubo/bosyu.html>

< 目次 >

募集要項における用語説明	2
I. 趣旨	3
II. 募集の詳細	3
1. 募集・選定スケジュール	3
2. 実施体制の構成機関	4
3. 支援対象機関の考え方について	4
4. 実施期間（支援対象期間）	5
5. 企画の内容	6
III. 応募の詳細	12
1. 応募可能な期間	12
2. 応募者	12
3. 応募方法	12
4. 応募時の留意事項	12
IV. 選定について	13
1. 選定方法	13
2. 結果の通知・公表	13
3. 採択予定件数	13
V. 審査の観点	13
VI. 実施上の留意事項など	16
1. 採択後の手続き・報告など	16
2. 採択された実施機関の責務など	17
3. その他	18
4. お問い合わせ先	18
(参考) 支援対象となる経費	19
1. 直接経費	19
2. 一般管理費	20

## 募集要項における用語説明

企画	本プログラムの趣旨に沿って応募する機関が立案した計画であり、応募・実施の単位
実施機関	企画の立案・実施主体となる機関であり、採択された機関
共同機関	実施機関と共同して企画を立案・実施する機関
連携機関	本プログラムの目的を効果的/効率的に達成するために、実施機関に協力する機関
教育委員会	都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、または市区町村教育委員会
中高生	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部および高等部に所属する生徒、ならびに高等専門学校に所属する第1～第3学年の学生
取組	企画を構成するイベント・講座など
参加者	企画に参加する中高生、保護者、教員など
実施責任者	企画の立案・実施について、実施機関として対外的に責任を負う学長、総長、理事長、機構長など
実施主担当者	実施機関において主に企画を実施する担当者

## I. 趣旨

第70回国連総会（2015年9月25日）において採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダでは、ジェンダー・ギャップを縮めるための投資を顕著に増加するために努力するとともに国、地域及びグローバルの各レベルにおいて、ジェンダー平等と女性の能力強化を推進する組織への支援を強化するとし、持続可能な開発目標（SDGs）において「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」という目標が掲げられています。

我が国の第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、多様な視点や優れた発想を取り入れ科学技術イノベーション活動を活性化していくためには、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進していくことが不可欠であり、国は、次代を担う女性が科学技術イノベーションに関連して将来活躍できるよう、女子中高生やその保護者への科学技術系の進路に対する興味関心や理解を深める取組を推進することとされています。

また第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）においても、計画的・長期的に研究職・技術職に進む女性を増やすべく、女子中高生、保護者、教員等における科学技術系の進路への興味関心や理解を全国的に向上させるための取組を推進し、次代を担う女性の科学技術人材を育成することを施策の基本方針としています。その具体的な取組として、大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促すこととしています。同計画に基づいた、女性活躍加速のための重点方針2020（令和2年7月1日・内閣府男女共同参画局 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）では、科学技術・学術分野における女性の参画拡大にあたり、理工系分野への女子生徒等の進路選択や女性の社会参加を促進するためのアプローチとして、各地域が主体となって産学官の連携したコンソーシアムの構築やイベントの開催等の取組が継続的に行われるよう、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を引き続き推進することとされています。また同方針において、本プログラムについて、令和2年度は市区町村規模の活動についても引き続き支援し、市区町村教育委員会と連携しながら、学校行事への活用や学校訪問機会の増加等にもつなげることとされています。

これらの状況を踏まえ、女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を高めるとともに、本人だけではなく保護者及び教員等を含め理工系分野への進路選択に関する理解を促進し、文理選択や将来の進路に迷っている女子中高生を支援する企画が全国で広範に展開されるための実施拠点をより多く構築していくため、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という）は、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム（以下「本プログラム」という）」を推進します。

## II. 募集の詳細

### 1. 募集・選定スケジュール

企画の募集	令和3年1月19日（火） ～ 令和3年2月26日（金）正午（厳守）
採択結果の通知・公表	令和3年4月中旬～下旬頃

## 2. 実施体制の構成機関

### (1) 実施機関（応募できる機関）

女性研究者・技術者または女子学生を所属させ、科学技術に関する研究・開発または教育を行っている以下のいずれかの機関、または以下の機関を取りまとめることのできる機関からの応募を受け付けます。

#### グループ A : 学びの場の情報提示など

##### 高等教育機関

- ・大学院大学
- ・大学
- ・短期大学
- ・高等専門学校

#### グループ B : 将来の活躍の場の情報提示など

##### 高等教育機関を除く、女子中高生が将来活躍することが期待される機関

- ・民間企業
- ・独立行政法人、公設試験研究機関、大学共同利用機関
- ・公益法人、一般社団法人および一般財団法人、NPO 法人
- ・科学館、科学系博物館
- ・教育委員会を除く地方公共団体（都道府県、指定都市、市区町村）

#### グループ C : 教育機関のとりまとめなど

##### 教育委員会

- ・都道府県、指定都市の教育委員会
- ・（複数の市区町村規模のみで実施する場合）当該地域を所管する市区町村教育委員会

### (2) 共同機関

上記（1）実施機関（応募できる機関）の要件と同じ

### (3) 連携機関

上記（1）実施機関（応募できる機関）の要件と同じ、その他 JST が認める法人など

## 3. 支援対象機関の考え方について

平成 28 年度以降の募集より、本プログラムの支援においては「支援終了後の事業の継続性への留意」を要件としていることから、平成 30 年度以降の募集においては、平成 28 年度採択機関の支援機関が終了することに伴い、女子中高生の理系進路選択を支援する企画が全国でより広範に展開されるために、選定に際しては、新規応募機関からの提案を優先しています。

再応募機関からの提案も可能としますが、新規応募機関が提案する項目に加えて、“新展開項目”（P11 を参照）の記述が必要となります。

支援対象機関の選定については、新規応募機関からの選考状況を踏まえた上で、再応募機関についても、プログラムの趣旨に則し効果を最大化することが見込まれる優れた企画の中から、採択回数、機関の多様性、地域バランス等を考慮して、総合的に判断します。

再応募機関とは、

- ① 平成28年度以降に採択実績がある実施機関
- ② 平成25、26、27年度に3年度連続して採択実績がある実施機関

新規応募機関とは、

- ① 平成28年度以降に採択実績がない機関
- ② 平成25、26、27年度において、3回連続での採択実績がない機関  
(当該3年度において、採択実績が累計2回までの機関は、新規応募機関とします。)

※なお、新規応募機関(実施機関)による再応募機関(共同機関)を含めての提案については、新規応募機関として受付し、新展開項目の記述は不要ですが、企画における実施機関の主体性や取組内容の新規性について、選定時に吟味し審査結果に反映します。

**(参考) 女子中高生の理系進路選択支援プログラムの支援を受けたことのある機関**

JSTが女子中高生の理系進路選択支援プログラムを開始した平成21年度以降の採択機関は、下記のURLから確認することができます。

<https://www.jst.go.jp/cpse/jyoshi/saitaku/index.html>

#### **4. 実施期間(支援対象期間)**

令和5年3月31日までの最大2年間

※最大2年間とし、年度ごとに単年度契約を締結します。

※各年度の政府予算の成立状況により、実施期間が変更になる場合があります。

## 5. 企画の内容

### (1) 概要

女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、理系進路選択の場合の具体的な将来像を想起させ進路意識の醸成を図ることにより、理工系分野への進路選択を視野に入れる生徒が増加する取組を実施してください。例えば、女子中高生が理系進路を選択した場合に自分の将来像を具体的にイメージすることができるように、理系学部で何を学ぶことができるか、学んだことで何ができるか、さらに、理系学部卒業後の社会での活躍の場にどのようなものがあるのかについて、参加者にあわせた伝え方を行ってください。

実施に際しては、実施機関における組織としての実施体制を整備の上、実施機関外の大学や産業界などの機関との連携を行うとともに、過度な負担のない適正な実施規模を設定するなど、企画を一過性で終わらないようにするための工夫をして下さい。

※継続性を鑑みた適正な実施規模において、特に理系進路選択に関心が薄い生徒層に対する取組を促進するため、平成31年度募集より、主として女子中学生を対象とした、実施機関の周辺市区町村規模での取組を実施する企画の申請についても募集しています。

### (2) 対象者

女子中高生、保護者と教員対象の取組を行ってください。

※男子生徒について

取組の主対象は女子生徒であるものの、男子生徒にとっても参加が有効、または男子生徒の参加が不可欠な理由がある場合は、認めることがあります。(例：講演会、学校訪問などで男女を分けて実施することが難しい取組など)

### (3) 支援金額

1企画あたり、上限300万円／年

(複数の周辺市区町村規模のみで実施する場合) 1企画あたり、150万円前後／年

※支援期間終了後の継続性を鑑み、実施機関において適正な規模で申請してください。

※支援金額の上限は、(4)の企画の全ての構成要素・項目について当該都道府県全域にて実施し、そのための体制を構築することを想定した金額となります。複数の市区町村に限定された規模にて実施を想定している場合は、150万円前後／年を目安とした経費にて申請してください。

※各年度における支援金額は、実施内容に応じて増減させて提案してください。(但し、上記の上限を超えることはできません)

※支援金額には、一般管理費を含めます。詳しくは、「(参考) 支援対象となる経費」をご覧ください。

※推進委員会による採択審査などにおける調整や、採択後の実施状況、各年度のJST予算の成立状況により、各年度の支援可否および支援金額が決定されます。

#### (4) 企画の構成要素と項目（新規応募機関・再応募機関共通）

企画の構成要素は、「i.取組、ii.実施体制、iii.効果的な活動（幅広い参加者募集、成果の普及など）、iv.事業の継続性」となります。各構成要素の内容は下記の通りです。審査内容を「V. 審査の観点」に記載していますので、企画立案にあたっては必ず参照してください。

##### i. 取組

理工系分野への興味・関心を高め、進路意識の醸成を図るため、(ア)(イ)について以下の項目を満たす取組を実施してください。

##### (ア) 女子中高生

理工系分野への興味・関心を高め、理系進路選択の場合の具体的な将来像を想起させ、女子中高生の進路意識の醸成を図る取組を行って下さい。

実施にあたっては、理系進路選択に関心が薄い、または文理選択に迷っている女子中高生を中心とした取組の実施を必須とし、別途、具体的な理系学部を選択に迷っていると、一定程度理系に関心がある女子中高生を中心とした取組などを実施する際は、参加者それぞれの興味・関心・進路意識などに応じて、取組を計画してください。

なお、科学を学ぶことへの興味については、国立教育政策研究所「中学校・高等学校における理系進路選択に関する研究 最終報告書」によると、既に高校1年生の時点で男女差が生じていることから、女子中学生を対象とした取組を実施することを必須とします。

また、取組の内容については、

- ・女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を高めるために、理工系分野での多様な学びや科学技術に関係する職業や幅広い進路を紹介するなど、多様なロールモデルの提示などを通じて具体的な情報提供などを行う事により、理系進路意識の効果的な向上を期待できること。
- ・理工系分野への興味・関心を高めるような体験の機会を提供すること。
- ・生徒が対話を通して理解を深めるなど、生徒が主体的になれること。

取組の形態については、

- ・オンラインのメリットを活かした取組と従来の対面型の取組を効果的に組み合わせる実施することによって、教育環境のデジタル化に対応するとともに、多様な ICT 環境にある女子中高生や対象地域の遠隔地に居住する女子中高生に対しても取組を提供できるようアクセシビリティの向上に努めること。

以上の点に留意してください。

##### (イ) 保護者と教員

女子中高生の進路選択に大きな影響を与えうる保護者と教員に対し、女子の理系進路選択に関する理解を促す取組を行ってください。

- ・理工系分野での多様な学びや科学技術に関係する職業や幅広い進路を紹介するなど、多様なロールモデル提示などを通じて具体的な情報提供などを行う事により、女子が理系進路を選択することに対して理解の普及を図ること。



- ・単に活動する女子中高生の様子を見学するだけでなく、女子の理工系分野への進学・就職やその後の人生設計に関する理解を深めること。
- ・特に教員については、教育委員会と連携することにより参加しやすい期日や機会を捉えたり、オンラインを活用したりするなど、アプローチの仕方を工夫することによって、進路指導教員をはじめとする教員の参加を促すこと。

## ii. 実施体制

上記 i .の内容を効果的・継続的に実施するため、全組織的な協力体制など実施機関における組織としての実施体制を整備した上で、複数の機関が実施機関と共同して企画を立案・実施し、継続的に取組が行える体制（実施機関、共同機関で構成されるが、連携機関が参加する体制もある）を整えてください。なお、実施機関、共同機関、連携機関の要件は、4 ページ募集の詳細Ⅱ.2(1)から 2(3)に記載してあります。

- ・実施体制には、4 ページⅡ.2(1)実施機関（応募できる機関）に記載のグループ A（学びの場の情報提示など）、グループ B（将来の活躍の場の情報提示など）、グループ C（教育機関のとりまとめなど）から少なくとも 1 機関ずつが含まれていること。そのうち、少なくとも 1 機関は共同機関として参画していること。また、グループ B からは民間企業を必ず含めること。ただし、グループ C の教育委員会については、令和 3 年 9 月末までに実施体制に含めることが想定されていること。また、将来の多様な活躍の場を示すため、特にグループ B については、様々な分野に関する機関が参加することが望ましい。
- ・取組を実施していく過程において実施体制が拡張し、新たに参画する機関に求める役割が考慮されていること。
- ・生徒のニーズ（将来について主体的に考えられるようになるための、知りたいことや見聞きたいことなど）や、学校行事のスケジュール（試験期間、補講期間など）が取組に反映される仕組みを考慮していること。
- ・実施責任者や実施主担当者が交代しても円滑な取組を継続できるとともに、効果を検証する追跡調査等に対応できる体制が考慮されていること。

実施体制の例示 (実施体制には全てのグループの機関が参画することが必要です。)

実施機関がグループ A の大学\*<sup>1</sup>、共同機関が①～④の機関の場合、⇒の条件を満たす必要がある。

- ① 実施機関：大学 + 共同機関 A グループ の機関 ⇒共同機関か連携機関に「民間企業」と「教育委員会」が必要
- ② 実施機関：大学 + 共同機関 B グループ 民間企業 ⇒共同機関か連携機関に「教育委員会」が必要
- ③ 実施機関：大学 + 共同機関 B グループ 民間企業以外⇒共同機関か連携機関に「民間企業」と「教育委員会」が必要
- ④ 実施機関：大学 + 共同機関 C グループ 教育委員会 ⇒共同機関か連携機関に「民間企業」が必要

\*<sup>1</sup>実施機関が高等専門学校の場合、高等専門学校はグループ A の機関のため、大学を高等専門学校に読み替えることが可能である。

実施体制 (一例)

実施機関がグループ A の大学の場合、共同機関が下記の 4 つの場合で実施体制として満たす条件が異なる。

	実施機関	共同機関	満たす必要のある条件	連携機関①	連携機関②
1	大学 (グループ A)	大学 (グループ A)	共同機関か連携機関に「民間企業」と「教育委員会」が必要 ⇒	民間企業 (グループ B)	教育委員会 (グループ C)
2	大学 (グループ A)	民間企業 (グループ B)	共同機関か連携機関に「教育委員会」が必要 ⇒	教育委員会 (グループ C)	—
3	大学 (グループ A)	一般社団法人 (グループ B)	共同機関か連携機関に「民間企業」と「教育委員会」が必要 ⇒	民間企業 (グループ B)	教育委員会 (グループ C)
4	大学 (グループ A)	教育委員会 (グループ C)	共同機関か連携機関に「民間企業」が必要 ⇒	民間企業 (グループ B)	—

注 1：ここに例示しているのは、一例である。

注 2：共同機関、連携機関は、複数機関あって構わない。

注 3：グループ A：学びの場の情報提示など (高等教育機関)

グループ B：将来の活躍の場の情報提示など (高等教育機関を除く、女子中高生が将来活躍することが期待される機関)

グループ C：教育機関のとりまとめなど (教育委員会)

### iii. 効果的な活動（幅広い参加者募集、成果の普及など）

本プログラムの目的を効果的・効率的に達成するため、以下の項目を満たす活動を実施してください。

- ・企画に関する情報などが、参加が見込まれる層に周知されるための効果的な仕組みが構築され、広く参加の機会を付与するものであること。
- ・企画の成果などを検証し、企画の改善ができること。
- ・各取組や成果について、他の実施機関をはじめとする外部機関・地域に対して情報発信、普及などを図ること。

### iv. 事業の継続性

JST からの支援期間中より、支援終了後の事業の継続性に留意してください。

#### (ア) 実施体制に参画する機関が集まって進める取組

支援終了後も継続的に事業を実施する基盤を形成するために、JST 支援期間中の1年目、2年目に複数機関が集まって進める取組を行ってください。その際、以下の項目を満たす取組について、記載してください。

- ・実施体制に参画する機関が集まる定期的な全体会議の開催  
(事業実施財源、各機関の協力内容(物品の無償貸与、人員派遣、施設見学の受入れなど)などに関わる会議)
- ・関係機関相互の連携を強化する、実施体制に参画する機関全体による取組<sup>\*2</sup>の実施  
(毎年継続して地域に対して働きかけを行うなど、取組が女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へとつなげるように努めてください)

<sup>\*2</sup> 研究者、企業人、教授、大学院生、大学生など参画機関の多様な立場の方々と女子生徒をつなげる機会をつくることで、女子生徒が将来についての視野を広げ、イメージできるような取組 (FAQ 2-20 参照)

#### (イ) 予算計画

支援期間終了後、事業を具体的にどのようにして継続させるのかについて、以下の項目を満たす計画を記載してください。

- ・継続性を考慮した事業内容、規模などについての説明  
(継続し得る事業内容・実施規模、人的コストを含めた費用面の計画・工夫など)
- ・支援終了後の実施財源(自己財源、外部資金など)に関する計画  
(想定している財源や、財源を獲得するために支援期間中に実施予定の取組など)

(5) 企画の構成要素と項目（再応募機関のみ）

再応募機関は、新規応募機関が記述する企画提案書の項目に加えて、“これまでの企画に関する内容”と新たに支援を受けることによって実現できる“新たな展開内容とそのねらい”、および“支援終了後に向けた具体的な活動内容”（以上3点を合わせて、「新展開項目」と言う）を提案する。

i. 新展開項目

JSTの支援期間終了後における企画実施の継続性に留意した実施体制の改善・再構築と、成果の最大化に資する企画の深化の2点を、共に達成するための提案として、以下の項目について記載してください。

※企画内容および実施方法の新規性が認められない提案、JSTの支援期間終了後の継続性に留意していない提案は、新展開項目を充足したものと見なしません。

- (ア) これまでの企画で達成できたこと
- (イ) これまでの企画の中で見えてきた課題（試みたが達成できなかったことや、改善点、より発展させたい点など）
- (ウ) 課題が生じた原因と、課題への対応
- (エ) 企画内容の中で、新たな展開内容と、それを提案する理由（提案するきっかけ、動機の説明）
- (オ) 新たな展開内容を実施するねらい
- (カ) 支援終了後を見据えて、企画を継続的に実施するための支援期間中の具体的な活動内容

(6) 支援対象とならない企画

本プログラムの趣旨にそぐわない企画は支援対象となりません。趣旨にそぐわないと判断される主な例は、以下のとおりです。

- ①特定の組織、団体等の広報を主たる目的とする企画
- ②大学・高等専門学校等の入学者や科学館・博物館などの入館者の増を主たる目的とする企画
- ③オープンキャンパス

ただし、著しい効果が期待され（例：参加者以外への波及効果が大きい、参加者数が大幅に多い等）、本企画の趣旨に沿い、本企画の実施体制に参画する機関が協力して行う企画は、認めることがあります。

- ④参加者のレクリエーションを主たる目的とするなど、娯楽中心の企画
- ⑤一般公募を行わず特定の学校のみを対象とするなど、参加対象者を過度に制限した企画
- ⑥参加者に対する物品の販売など、営利活動を含む企画

### Ⅲ. 応募の詳細

#### 1. 応募可能な期間

「Ⅱ. 1. 募集・選定スケジュール」を参照してください。

#### 2. 応募者

本プログラムに応募する際は、応募者を実施責任者（実施機関の長である学長、総長、理事長、機構長など）としてください。

#### 3. 応募方法

応募の際は、以下のWebから企画提案書をダウンロードし、必要事項を入力してください。募集内容の詳細や評価の観点など応募に必要な情報は、「Ⅱ. 募集の詳細」をご覧ください。

**募集 Web** <https://www.jst.go.jp/cpse/jyoshi/oubo/bosyu.html>

作成した企画提案書は、電子メールに添付し、次の提出先まで提出してください。

**提出先メールアドレス** [jyoshi-koubo \[AT\] jst.go.jp](mailto:jyoshi-koubo [AT] jst.go.jp)

※上記の" [AT] "を"@"に置き換えてご利用ください。

JSTは、電子メールの受信後3営業日以内（募集最終日18時まで）に受理確認メールを送付します。この受信確認メールをもってして応募手続完了とします。受理確認メールが届かない場合は、「Ⅵ. 4. お問い合わせ先」までご連絡ください。

#### 4. 応募時の留意事項

①本プログラムに応募する企画の全部または一部が、他の補助金等による支援を受けている場合は、当該企画は本プログラムによる支援対象とはなりません。特に、女性科学者等に関する企画について支援を受けている、または応募中の場合は、事前に企画内容の整理・仕分を行い、企画に重複のないようにしてください。

（既存の企画を活用し、本プログラムの応募内容との相乗効果を計るなど、支援終了後の継続性を鑑み、企画内容と経費の整理・仕分を行った上で、他で支援を受けている企画と連携することは可能です。）

②応募内容が「Ⅱ. 募集の詳細」に合致していない場合や、企画提案書の記載内容が指示に従っていない場合、虚偽の内容が記載されていた場合等には、当該応募を審査の対象外とします。採択後にこれらが発覚した場合には、採択の取消しや実施の中止、経費の返還等を含めた必要な措置を講じます。

③大学などでは、一部の学部・組織からの応募ではなく1大学1企画として応募してください。

④審査時に承認されなかった経費については支援対象とはなりません。そのため、採択金額が応募時の積算より減額となる場合があります。

⑤本募集は令和3年度政府予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては実施スケジュール・実施内容等、変更・調整が必要となる場合があることを予めご了承ください。

## IV. 選定について

選定スケジュールについては、「II. 1. 募集・選定スケジュール」を参照してください。

### 1. 選定方法

外部有識者で構成される「女子中高生の理系進路選択支援プログラム推進委員会」が書面審査を行い、その結果に基づいて JST が採択機関を選定します。なお、選定にあたっては新規応募機関からの提案を優先し、再応募機関については新規応募機関からの選考状況を踏まえた上で、プログラムの趣旨に則し効果を最大化することが見込まれる優れた企画の中から、採択回数、機関の多様性、地域バランス等を考慮して、総合的に判断します。

### 2. 結果の通知・公表

選定の結果は、採否にかかわらず、応募した機関宛に文書で通知します。また、採択された機関については、本事業 Web (<http://www.jst.go.jp/cpse/jyoshi/>) でも公表します。

### 3. 採択予定件数

採択件数は、全体で概ね5件程度を予定しています。ただし、応募数や企画の実施規模などにより変動する場合があります。

## V. 審査の観点

選考においては、以下の観点で、提案の実効性や有効性を審査します。企画提案書に、以下の(ア)～(カ)について漏れなく記載してください。また、再応募機関は、新展開項目の(キ)について漏れなく記載してください。

### (ア) 目的・目標が本事業趣旨に合致し、かつ具体的であるか。

- ・企画を行う目的と背景が示され、明確な目標と達成状況の有効な検証方法が設定されているか。
- ・支援期間終了後においても継続性が担保できる、適正な実施規模での企画となっているか。
- ・目的・目標と実施規模に応じた、合理的な予算計画となっているか。

### (イ) 参加者の募集・計画は、合目的かつ合理的であるか。

- ・各取組の参加者数などが具体的に設定され、実現性のある計画か。
- ・男子生徒を参加させる場合の理由があるか。

### (ウ) 取組内容は、合目的かつ合理的であるか。

#### 【女子中高生】

- ・理系進路選択に関心が薄い、または文理選択に迷っている女子中高生（特に女子中学生）を中心とした取組が含まれているか。
- ・対象となる参加者それぞれの興味・関心、進路意識に応じた取組が企画されているか。
- ・女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を高めるために、理工系分野での多様な学びや科学技術に関係する職業や幅広い進路を紹介するなど、多様なロールモデルの提示などを通じて具体的な情報提供などを行う事により、理系進路意識の効果的な向上を期待できるか。

- ・理工系分野への興味・関心を高めるような体験の機会を提供しているか。
- ・生徒が対話を通して理解を深めるなど、生徒が主体的になれる取組か。
- ・オンラインのメリットを活かした取組と従来の対面型の取組を効果的に組み合わせて実施することによって、教育環境のデジタル化に対応しているか。また、多様なICT環境にある女子中高生や対象地域の遠隔地に居住する女子中高生に対しても取組を提供できるようアクセシビリティの向上に努めているか。

#### 【保護者と教員向け】

- ・理工系分野での多様な学びや科学技術に関係する職業や幅広い進路を紹介するなど、多様なロールモデル提示などを通じて具体的な情報提供などを行う事により、女子が理系進路を選択することに対して理解の普及を図っているか。
- ・単に活動する女子中高生の様子を見学するだけでなく、女子の理工系分野への進学・就職やその後の人生設計に関する理解を深めるための取組であるか。
- ・教育委員会と連携することにより参加しやすい期日や機会を捉えたり、オンラインを活用したりするなど、アプローチの仕方を工夫することによって、進路指導教員をはじめとする教員の参加を促しているか。

#### (エ) 実施体制は、効果的・継続的に実施するために相応しい体制であるか。

- ・全組織的な協力体制など、実施機関における組織としての実施体制が整備されているか。
- ・グループ A から C の各グループから少なくとも1機関ずつが実施体制に含まれているか。
- ・グループ A から C のうち少なくとも1機関は、共同機関として参画しているか。
- ・グループ B からは民間企業が含まれているか。
- ・グループ C の教育委員会については、令和3年9月末までに実施体制に含めることが想定されているか。
- ・実施体制に拡がりや考慮され、新たに参画する機関に求める役割が考慮されているか。
- ・生徒のニーズ（将来について主体的に考えられるようになるための、知りたいことや見聞きたいことなど）や、学校行事のスケジュール（試験期間、補講期間など）が取組に反映される仕組みを考慮しているか。
- ・実施責任者や実施主担当者が交代しても円滑な取組を継続できるとともに、効果を検証する追跡調査等に対応できる体制が考慮されているか。

#### (オ) 効果的な活動（幅広い参加者募集、成果の普及など）が考慮されているか。

- ・企画に関する情報などが、参加が見込まれる層に周知されるための効果的な仕組みが構築され、広く参加の機会を付与するものか。
- ・企画の成果などを検証し、企画の改善が行えるか。
- ・各取組や成果について、他の実施機関をはじめとする外部機関・地域に対して情報発信、普及などを図っているか。

#### (カ) JST からの支援期間中より、支援終了後の事業の継続性に留意しているか。

##### 【実施体制に参画する機関が集まって進める取組】

- ・実施体制に参画する機関が集まる定期的な全体会議が開催されているか。
- ・関係機関相互の連携を強めるため、実施体制に参画する機関全体による取組であり、毎年継続

し地域に対して働きかけを行うなど、取組が女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へとつなげるように努めているか。

**【予算計画】**

- ・継続性を考慮した事業内容、規模などが想定されているか。  
(継続し得る事業内容・実施規模、人的コストを含めた費用面の計画・工夫などがなされているか)
- ・支援終了後の実施財源（自己財源、外部資金など）について検討されているか。  
(想定している財源や、財源を獲得するために支援期間中に実施予定の取組などが記載されているか)

(キ) “これまでの企画に関する内容”と新たに支援を受けることによって実現できる“新たな展開内容とそのねらい”、および“支援終了後に向けた具体的な活動内容”（以上、3点を合わせて新展開項目と言う）を提案しているか。

- ・“新たな展開内容”が具体的に記述され、その内容が必要性を含めて評価できるか。
- ・新たな展開内容を実施する“ねらい”が具体的に記述され、その内容が評価できるか。
- ・継続的に企画を実施するための、支援期間中の活動内容が、具体性・実現可能性を含めて評価できるか。



## VI. 実施上の留意事項など

### 1. 採択後の手続き・報告など

#### (1) 計画の策定

採択決定後、企画の具体的な計画内容（年間計画や経費等）を詳述した「業務計画書」を実施機関に作成していただきます。「業務計画書」はJSTの承認を得て、確定とします。

なお、採択後において、やむを得ない事情により契約内容を大きく変更する、あるいは参加者数が見込みより大幅に減少する等、提案内容に応じた実施が適切に行えないような事態が発生した際には、必ず事前にご連絡いただき、JSTの指示を受けてください。適切な連絡がない場合、経費の返還等を求めることがありますので、ご注意ください。

#### (2) 実施協定の締結

「業務計画書」の確定後、JSTと実施機関との間で、本プログラムの実施にあたっての合意事項を定めた実施協定を締結します。実施協定には、本事業の実施にあたっての合意事項を定めており、締結日より企画の開始（経費の執行を含む）が可能となります。

#### (3) 成果報告等

下記の報告書等について、別途指示する期日までに提出を行っていただきます。

##### (i) 業務成果報告書（様式自由）

企画終了後、「業務成果報告書」を提出していただきます。「業務成果報告書」には、企画の実施報告に加えて、女子中高生の理系分野に対する興味・関心の増加、進路意識の醸成等についての効果検証を行い、その結果も記載していただきます。本プログラムの成果を広く普及する観点から、「業務成果報告書」は本プログラムWeb等に掲載する場合があります。

##### (ii) 業務実施報告書（様式指定）

毎年度末に、「業務実施報告書」を提出していただきます。JSTは、第1年度中に第2年度以降の実施に係るアドバイス等を実施機関にフィードバックします。なお、第1年度中の実施状況に基づき、第2年度の支援の継続や支援金額について決定します。また、企画終了後は業務実施報告書等をもとに終了時評価を行います。

##### (iii) その他、JSTが別途指示する報告書等

#### (4) アンケート調査等

本プログラムの成果、効果等を把握して今後の事業に生かす観点から、実施機関における効果検証とは別に、JSTが指定する項目にて「アンケート調査」を必ず実施していただきます。

また、JSTから実施機関に対し、実施期間および終了後において、参加者の意識調査や進路調査、支援終了後の事業継続状況調査や、参画機関や参加者に対する追跡調査等を依頼することがありますので、調査への協力をお願いします。この調査の結果は、個人情報を除き公開することがありますので、参加者および関係者に対しては、この旨を周知して了解を得てください。

なお、必要に応じて実施機関に対し、女子中高生の理系進路選択支援プログラム推進委員会の推進委員やJST職員による取組実施時などの訪問やオンラインでのヒアリングを通じて、「実施状況調査」を行います。

(5) 実施内容の紹介

Web や学内外誌等で本プログラムでの実施内容を公表、発表する場合は、本プログラムの一環である旨を必ず記載するとともに、マスコミ等の取材を受ける際にも必ず伝えてください。

(6) 経費執行について

支援対象となる経費は、企画の実施に直接的に必要となる直接経費、および一般管理費です。原則として、実施機関、共同機関および連携機関の所有する、既存の教育研究施設・機器等を活用いただくこととします。詳細は、「(参考) 支援対象となる経費」をご参照ください。

(7) その他

本事業の関係者間における情報交換、成果報告等を目的とした報告会など、本事業に関する各種イベントを JST が開催することがあります。その際にご参加をお願いします。

## 2. 採択された実施機関の責務など

(1) 法令・実施協定等の遵守

企画の実施にあたっては、法令、実施協定等を遵守し、責任を持って適切に遂行してください。

(2) 参加者の個人情報の取扱い

参加者の個人情報の取扱いに関しては、本人の同意に基づかない目的外使用等が行われないように厳格に管理を行ってください。

(3) 安全・衛生管理の徹底

実施機関または共同機関の規定を適用してください。なお、連携機関の規定が、実施機関の規定よりも厳しい場合に限り、連携機関の規定に則ることも可能です。

(4) 本プログラムにおける生命倫理の遵守

実施機関は、本プログラムの企画に以下の内容を含む場合、いずれの場所の実施においても、実施機関が実施する研究と同等とみなして、実施機関等の規程に則ってください。なお、共同機関・連携機関の生命倫理の遵守に関する規程が、実施機関の規程よりも厳しい場合に限り、共同機関・連携機関の規程に則ることも可能ですが、その責任は実施機関が一義的に負うものとします。

- ① 相手方の同意・協力を必要とする取組や個人情報の取扱いに配慮を必要とする内容が含まれる場合（ヒト遺伝子等に関わる実験、等）
- ② 動物愛護に関わる内容が含まれる場合（哺乳類や爬虫類等の動物実験等）
- ③ その他、実施機関等における通常の研究活動等において、法令等に基づく手続きが必要な内容と同等の内容が含まれる場合（遺伝子組み換え生物等の使用・作成等）

(5) その他

上記の他、JST が必要に応じて行う指示に従っていただきます。

### 3. その他

(1) 応募内容は、応募者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号) その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記 Web を参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

(2) 採択された個々の企画に関する情報(採択機関名、企画名、実施責任者名、実施担当者名、連絡先および予算額)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) 第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。また、本プログラムのために使用するとともに JST が推進する各種事業情報のご案内に使用させていただく場合があります。

(3) 本事業において、経費を他の用途に使用したり、JST から経費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究活動費を受給する等、本事業の趣旨に反する経費の不正な使用等が行われた場合には、当該企画に関して、中止、経費等の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、経費の不正な使用等を行った実施担当者等(共謀した者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した者等を含む)に対して、国または独立行政法人が運用する資金制度等への応募資格を制限する場合があります。

### 4. お問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構 理数学習推進部能力伸長グループ

TEL.048-226-5671、FAX. 048-226-5684

メールアドレス : jyoshi-koubo [AT] jst.go.jp (募集専用アドレス)

※上記の" [AT] "を"@"に置き換えてご利用ください。

※土日祝日を除きます。

## (参考) 支援対象となる経費

### 1. 直接経費

直接経費は、「(1) 物品費、(2) 人件費・謝金、(3) 旅費、(4) その他」に分かれます。直接経費の積算にあたっては、原則として経費を執行する実施機関、共同機関の規則にしたがうものとします。各費目に計上する経費と留意点は、以下のとおりです。

#### (1) 物品費

##### ○設備備品費：

- ・取得価額20万円(税込)以上かつ使用可能期間が1年以上の設備・備品・ソフトウェア。企画提案書において合理的な理由等が詳述され、審査時に承認されたもののみ、執行することができます。

##### ○消耗品費：

- ・設備備品費に該当しない物品(書籍を含む)に要する経費

#### (2) 人件費・謝金

人件費の期中の増額は基本的に認められません。

##### ○人件費：

- ・実施機関が雇用した者(アルバイト等)が、本件業務に従事したことにより、実施機関で負担した労務費および社会保険料事業主負担分を計上できます。
- ・各企画の個別の取組に対する必要最低限の人件費のみ計上することができます。ただし、企画提案書に合理的な理由等が詳述され、審査において承認されたもののみ、長期的・継続的な人件費の計上を執行することができます。
- ・直接業務に携わる講師・TA・事務補助員等が対象となり、総務や経理(いわゆる管理部門)の人件費、労務費は計上できません。

##### ○謝金：

- ・講演、原稿の執筆等の作業対価としての謝金を計上できます。
- ・学生(高等専門学校については第4学年以上の場合のみ)が、受付やプレゼン準備等の単純作業ではなく、講師の補助として専門的な知見から女子中高生に対する効果的・直接的な働きかけを行う場合のみ、「ティーチングアシスタント(TA)」として参加しているとみなし、支払対象とすることができます。
- ・実施機関、共同機関に雇用されている者に謝金を支払うことはできません。

#### (3) 旅費

- ・公共交通機関の利用が原則となります。
- ・自宅から実施機関、共同機関または連携機関まで参加者が移動する旅費、および宿泊を伴う取組における参加者の宿泊費は認められません。

#### (4) その他

- 外注費(雑役務費)：運転手を伴う車両雇上費等の外注にかかる経費・ホームページ作成費用等
- 印刷製本費：報告書や広報用の印刷物を作成するための印刷、製本代
- 会議費：外部関係者が出席する会議開催のための会場借料、会議費等

○通信運搬費：物品の運搬、郵送およびデータ送信等のための経費

○その他（諸経費）：次の経費等が該当します。

- ・借損料：企画を実施する際に必要な物品・会場の借料
- ・保険料：参加者等の各種保険料

## 2. 一般管理費

一般管理費は、直接経費総額に対して一般管理費率を乗じた額とします。その一般管理費率は、実施機関の規定もしくは直近の財務諸表の一般管理比率を10%と比較していずれか低い率（小数点第2位以下切り捨て）とします。それよりさらに下回る率を希望する場合は、その率を一般管理費率とします。

計上額については、実施機関の経理担当と相談の上、決定してください。